平成２４年（フ）第１３２５号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目11番27―102号　Ｃ棟
破産者　髙杉　博美
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０７号
熊本市西区池田１丁目20番65号　シャトーかんかん坂302、前住所熊本市西区池田１丁目17番31号　コーポアール101
破産者　緒方　昭弘
1　決定年月日　平成25年５月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第１３９号
札幌市中央区北５条西19丁目26番地５　デュアンジュ北円山805号、破産手続開始決定時の住所釧路市富士見３丁目６番14号
破産者　石井　宏昌
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所

平成２４年（フ）第２５６号
群馬県藤岡市藤岡1396番地７
破産者　北原　博之
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所高崎支部

平成２４年（フ）第２５４９号
横浜市磯子区洋光台４丁目１番１―808号
破産者　田中　常治
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２４号
横浜市南区吉野町５―22―10―702、住民票上の住所横浜市南区宿町２丁目45番地　蒔田レジデンス206号
破産者　宮本　　彩
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１７０号
新潟県新発田市鳥穴1743番地
破産者　髙山　孝司
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所新発田支部

平成２４年（フ）第１５２号
愛知県豊橋市西浜町22番地１　Ａ―205、従前の住所新潟県小千谷市大字桜町3320番地44
破産者　伊藤　幸洋
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２５年（フ）第１０号
愛知県豊橋市船町128番地　303
破産者　指宿　賢治
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２２年（フ）第５５７号
滋賀県甲賀市土山町南土山甲111番地10、前住所滋賀県甲賀市水口町三大寺1452番地39
破産者　白石　正夫
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１３０１号
京都府八幡市八幡森６番地の１　レオネクストトランクィル202
破産者　松﨑　浩治
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第７５号
京都市右京区西院西田町１番地　洛西マンションＮｏ．２―501号
破産者　鈴木　宏祥
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３０３号
岡山県倉敷市八王寺町160番地１　トップザクリーンⅠ―102号
破産者　秋山　　満
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第３号
岡山県倉敷市西中新田２番地２
破産者　守屋　一輝
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２４年（フ）第１２０号
広島県竹原市本町２丁目８番11号
破産者　岡田　一司
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

平成２４年（フ）第２６５号
長崎県長崎市滑石５丁目３番11号
破産者　小田　広宣
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６３号
熊本市中央区水前寺４丁目41番13号　サンリッチ16―２Ｂ
破産者　西村　重子
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１２８号
熊本市南区城南町鰐瀬1174番地
破産者　林　　文雄
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第８９号
大分県別府市石垣西９丁目１番５号　レジデンス桐ノ木Ⅱ―202号
破産者　小田　春彦
1　決定年月日　平成25年５月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係